⑶　技能実習終了時の修得技能等の評価
イ　実習実施機関は、技能実習終了までの間に、技能実習期間全体を通じた成果を確認し、技能実習生の帰国後のキャリア形成に資することを目的として、策定した技能実習計画に基づき検定・資格試験の受験その他の技能評価の手法により修得した技能等を評価するものとする。
ロ　実習実施機関等は、技能実習生が検定・資格試験等の受験等に必要な援助を行うよう努めるものとする。

8　技能実習状況の把握等
厚生労働省においては、推進事業実施機関からの報告及び外国人雇用状況の届出に基づき技能実習生の実態を把握し、監理団体及び実習実施機関に対し、雇用の安定、雇用管理の改善、労働条件及び安全衛生の確保等を図るため、必要な指導、支援等を行うものとする。

9　帰国担保
⑴　実習実施機関（企業単独型に限る。）又は監理団体（団体監理型に限る。）は、技能実習生の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置を講じなければならない。帰国担保措置の中心となる帰国旅費については、監理団体又は実習実施機関においてその全額を負担しなければならない。また、技能実習生が技能実習を終了して帰国した場合又は実習の継続が不可能となる事由が生じた場合には、当該事実を推進事業実施機関に報告するものとする。なお、監理団体等において、法務省令の規定に基づき地方入国管理局への報告を行わなければならない場合がある。
⑵　推進事業実施機関は、技能実習生の確実な帰国を担保するため、送出し機関及び監理団体との連携及び協力を図るものとする。

10　技能実習の継続が不可能となった場合の取扱い
⑴　技能実習の継続が不可能となった場合には、監理団体又は実習実施機関は、その旨を地方入国管理局に申し出るとともに、推進事業実施機関に報告するものとする。
⑵　技能実習の継続が、実習実施機関の倒産、監理団体又は実習実施機関が不正行為認定を受けたこと等により不可能になった場合において、技能実習生に責がなく、かつ、本人が継続して実習を希望するときには、監理団体及び実習実施機関は相互に協力して新たな受入れ機関を確保するよう努める必要がある。また、推進事業実施機関においては、監理団体又は実習実施機関から協力を要請された場合には、関係機関と協議しつつ、必要に応じて公共職業安定所とも連携を図りながら、当該技能実習生が他の実習実施機関で技能実習を継続することが可能となるよう、新たな受入れ先の開拓、情報提供等の支援を実施するものとする。

11　技能実習制度推進事業実施機関の役割等
⑴　推進事業実施機関は、技能実習制度の円滑かつ適正な実施を図るため、この基本方針により、⑵の委託事業を適切に実施するものとする。また、関係府省及び関係業界等と連携を図りつつ、監理団体、実習実施機関及び技能実習生に対する支援の充実を図るものとする。
⑵　監理団体、実習実施機関及び技能実習生に対する支援等
厚生労働省は、技能実習制度の円滑かつ適正な実施を図るため、次に掲げる事業を内容とする技能実習制度推進事業を推進事業実施機関に委託して実施する。
イ　公的評価システム認定会議の設置及び認定（２の⑶）
ロ　技能実習２号の技能実習計画の評価（６の⑴）
ハ　技能実習２号への移行に係る修得技能等の評価（７の⑴のイ）
ニ　修得技能等の評価の受験手続の支援（７の⑵）
ホ　不正行為認定時等の実習継続支援の実施（10の⑵）
ヘ　監理団体及び実習実施機関に対する自主点検及び巡回指導の実施
ト　技能実習指導員の養成
実習実施機関において技能実習を担当しようとする指導員に対し、必要な知識、指導技法等を修得させるための講習会を開催する。
チ　技能実習生手帳の発給
技能実習生の在留中の利便を図るため、技能実習生の心構え、生活、衛生面における情報、労働関係法令等を記載した技能実習生手帳を作成し、技能実習生に配付する。
リ　技能実習生に対する母国語電話相談の実施
ヌ　監理団体及び実習実施機関との連絡協議会の開催
地方において、監理団体及び実習実施機関に対し、技能実習制度に係る情報提供、指導等を行うための連絡協議会を開催する。
ル　関係行政機関との会議等の開催
中央及び地方において、関係行政機関との連携を図るための会議等を開催する。
⑶　推進事業実施機関は、技能実習制度推進事業の効果的な推進が図られるよう、次に掲げる事業の実施に努めるものとする。
イ　モデル労働条件通知書の作成及び普及
実習実施機関において適正な労働条件通知が実施されるよう、モデル労働条件通知書を作成し、その普及を図る。
ロ　日本語教育支援の実施
監理団体及び実習実施機関が実施する日本語教育に対し、支援を行う。
ハ　福利厚生事業の実施
技能実習生に対し、地域との交流事業等の福利厚生事業を実施する。
ニ　教材の支援等
教材、標準カリキュラム、技能実習計画に係る助言、支援、各種相談等を実施する。
⑷　厚生労働省は、推進事業実施機関の名称等を毎年度公表する。

12　その他
厚生労働省は、技能実習制度の実施状況について、定期的に、関係審議会に対し報告するものとする。

附　則

この基本方針の改正は、平成22年１月22日から適用する。ただし、平成22年６月30日以前に入管法別表第一の四の表の研修の在留資格をもって本邦に入国する者（出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成21年法務省令第50号）附則第４条の規定により平成22年７月１日以降に入国する者を含む。）及び当該在留資格をもって引き続き本邦に在留する者並びに平成22年６月30日以前に入管法別表第一の五の表の特定活動の在留資格（技能実習を目的とする活動を指定されるものに限る。）への在留資格の変更の許可を受ける者及び当該在留資格をもって引き続き本邦に在留する者については、なお従前の例による。

別表

技能実習移行対象職種　65職種121作業

1　農業関係（２職種５作業）

職種名	作業名
耕種農業	施設園芸
	畑作・野菜
畜産農業	養豚
	養鶏
	酪農

2　漁業関係（２職種８作業）

職種名	作業名
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	まぐろはえ縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	底曳網漁業
	流し網漁業
	定置網漁業
養殖業	ホタテガイ・マガキ養殖作業

3　建設関係（21職種31作業）

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業